高知大学農林海洋科学部共同利用分析機器室管理運営規則

平成 28 年 3 月 9 日 規 則第 104 号

(趣旨)

第1条 高知大学農林海洋科学部共同利用分析機器室(以下「分析機器室」という。)の 管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分析機器室は、大型精密測定機器等を集中管理し、農林海洋科学部内における研 究及び教育のための共同利用に供することを目的とする。

(管理運営委員会)

- 第3条 分析機器室の管理運営の基本方針その他重要事項を審議するため、管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、農林海洋科学部教員のうち各学科から選出された3名の委員(以下「学科選出者」という。)及び分析機器室の財産補助監守者(以下「財産補助監守者」という。)をもって組織するものとし、学科選出者と財産補助監守者は兼ねることができるものとする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(管理運営委員長)

- 第4条 委員会に、管理運営委員長(以下「委員長」という。)を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 (その他)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、分析機器室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。